公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１７０号
大分市府内町２丁目５番１号
債務者　有限会社二豊ジャーナル
代表者代表取締役　増田　高士
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
鹿児島県南さつま市加世田内山田11675番地
債務者　株式会社柳生防水技研
代表者代表取締役　柳生　良治
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後１時30分
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１０７号
群馬県伊勢崎市山王町90－１　ヴィラ広瀬102伏木清方、商業登記簿上の本店所在地埼玉県本庄市寿２丁目３番９号
債務者　有限会社伏木鉄工所
代表者清算人　伏木　清
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時10分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２０８６号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目５番17号
債務者　株式会社一蓮
代表者代表取締役　国本　光秀
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４９号
東京都渋谷区道玄坂２丁目10番10号
債務者　株式会社秀宝
代表者代表取締役　濱田　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０号
新潟県胎内市羽黒1017番地
債務者　有限会社中条メディカルサービス
代表者代表取締役　須貝　繁
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時30分
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第７７号
長崎県長崎市上銭座町15番５号
債務者　合資会社須崎青果
代表社員　須崎　正幸
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　國和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時15分
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８１８号
札幌市西区八軒９条西５丁目３番13号
債務者　株式会社ＡＴカンパニー
代表者代表取締役　吉田　敦彦
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８５号
静岡市駿河区大谷4840番地の４
債務者　有限会社メリディアン・メゾン
代表者代表取締役　福島　恒宏
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４２３号
京都市下京区西七条比輪田町１－３
債務者　株式会社イサオ電設
代表者代表取締役　辻本　勲
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
北海道帯広市西17条北１丁目55番地25
債務者　株式会社アグリアシスト
代表者代表取締役　吉田　武彦
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
香川県東かがわ市五名2811番地１
債務者　有限会社白鳥農場
代表者取締役　村川　武慶
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時45分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３号
新潟県小千谷市城内４丁目２番29号
債務者　株式会社アトロス
代表者代表取締役　佐々木昌敏
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時40分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第３５０号
広島市西区東観音町19番８号メゾン東観音201
債務者　株式会社サロンマゼンダ
代表者代表取締役　平林のぞみ
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５７号
広島市中区舟入幸町16番１号
債務者　株式会社広島システムカード
代表者代表取締役　花尾　真一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５８号
広島市中区羽衣町６－21－201、商業登記簿上の本店所在地広島市西区己斐東２丁目９番18号
債務者　株式会社ワークス・エム・アイ・ディー
代表者代表取締役　花尾　真一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
広島地方裁判所民事第４部